公益通報者保護制度
説明資料

内閣府国民生活局
企画課

1

目次

１．公益通報者保護法の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．ガイドラインについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

３．取組状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

2

1．公益通報者保護法の説明

3

(1) 公益通報者保護法制定の背景

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。

⇩

公益通報者保護法の制定(平成16年法律第122号)
→平成18年4月施行

公益通報者保護に関する各国の立法

英国では －
「公益開示法(Public Interest Disclosure Act 1998)」

米国では －
公的部門 → 「内部告発者保護法(Whistleblower Protection Act of 1989)」
個別分野 → 「21世紀に向けた航空投資・改革法(Aviation Investment and Reform Act for the 21st Century 2000)」
「企業改革法 (Corporate and Criminal Fraud Accountability Act 2002)

4

企業内部からの通報等により明らかとなった主な不祥事

事業者名(時期)	発 端	事 案	結 果
三菱自動車工業（株）（2000年6月頃）	運輸省に寄せられた社員からと思われる匿名の通報	旧運輸省の立入検査等において、クレーム情報について報告漏れがあり、結果的にリコール届出が遅れたこと、また、リコール届出がなされないまま回収・修理が実施（いわゆるリコール隠し）されたことが判明。	道路運送車両法違反として、行政措置及び刑事告発
東京女子医科大学（2001年12月）	病院内部からとみられる通報文書（患者の両親及び同大理事長あてに送付）	2001年3月に同大学病院において心臓手術を受けた女児が人工心肺装置が一時的に所定の作動をしなかったことにより術後3日後に死亡。事故の隠蔽のためカルテを改ざん。	手術を担当した医師が業務上過失致死罪、証拠隠滅罪で逮捕
雪印食品(株)（2002年1月）	取引業者（倉庫会社）社長の兵庫県警への通報	BSE保管対策事業に申請した牛肉について、同社の関西ミートセンターで虚偽の原産地表示等を行った疑いがあることが発覚。	会社幹部が詐欺罪の疑いで逮捕
		牛・豚肉の原産国や産地表示を偽って消費者に販売。	JAS法、景品表示法違反で行政措置
全農チキンフーズ（株）（2002年3月）	全国農業協同組合連合会の会員生協への匿名による通報	輸入鶏肉を国産と表示して販売、また抗生物質使用鶏肉に「無薬飼料飼育」と表示して販売。	JAS法、景品表示法違反として行政措置。不正競争防止法違反の疑いで逮捕
協和香料化学（株）（2002年5月）	東京都食品監視課に匿名の投書	工場において食品衛生法上認められていない物質（アセトアルデヒド等）を使用して香料を製造。	食品衛生法違反として、行政措置
(株)ダスキン（2002年5月）	農林水産省に寄せられた社員と思われる匿名の通報	食品衛生法上認められていない物質（TBHQ）を使用して製造した飲茶大肉まんを販売。	食品衛生法違反として、行政措置
日本ハム(株)（2002年8月）	農林水産省近畿農政局に寄せられた関係者からの通報	BSE保管対策事業に申請した牛肉について子会社の日本フード(株)の7営業部で不適格又はその可能性があるものが判明。	日本フード職員を詐欺罪で刑事告発
東京電力（2002年9月）	原子力発電所の自主検査を請け負った業者の元社員による旧通産省への通報	自主点検作業において、ひび割れやその兆候等の発見、修理作業等についての不正な記載等が行われた疑いがあることが判明。	原子炉等規正法、電気事業法違反として行政措置

5

(2) 労働契約上の諸論点と公益通報者保護法の必要性

① 誠実義務

労働者は、労働契約における付随義務として、事業者の秘密、名誉、信用などの利益を不当に害しないようにする義務（誠実義務）を負っており、通報者は、こうした誠実義務違反を理由として解雇等の不利益な取扱いを受ける恐れがある。

しかし、誠実義務の根拠となるのは民法の一般条項である信義則（民法第1条第1項）のみなので、どのような内容の通報であれば誠実義務違反を問われないのかが不明確。

【参考】民法（明治二十九年法律第八十九号）
（基本原則）
第一条　2　権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

② 解雇権濫用

判例及び労働契約法第16条では、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とすることとされている。したがって、通報者に対する解雇権についても、使用者の権利の行使が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利濫用として無効となる。

しかし、どのような内容の通報をどこへすれば解雇等の不利益な取扱いを受けないのかに関する要件が必ずしも明確でなく、判例も豊富とは言えないため、公益のために通報をしようとする労働者が一方的に不利な解雇を受ける恐れを抱えることになる。

【参考】労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）
（解雇）
第十六条　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

6

③ 公序良俗

公序良俗に反する解雇は民法第９０条によって無効となる。

しかし、仮に事業者の犯罪行為等が公序良俗に反するとしても、通報者は通常、当該行為の直接の被害者や当事者ではないため、通報者に対する解雇等の不利益取扱いが一概に公序良俗に反するとまでは言えないと考えられる。また、公序良俗違反として通報者の解雇を無効とした判例も見当たらない。

【参考】民法（明治二十九年法律第八十九号）
（公序良俗）
第九十条　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

④ 不法行為

通報をしたことを理由とする解雇等の不利益取扱いによって損害が生じた場合、その違法性が認められれば、不法行為が成立し、損害賠償請求の根拠となる。

しかし、公益通報者保護法の成立前においては、通報をしたことを理由とする解雇等の不利益取扱いを制限する法的根拠が存在しないため、違法性を立証することは困難。

【参考】民法（明治二十九年法律第八十九号）
（不法行為による損害賠償）
第七百九条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

以上のように、信義則、解雇権濫用、公序良俗違反、不法行為責任のみでは、公益通報者の保護法制として十分ではないと考えられ、公益通報をしたことを理由とする通報者の解雇等の不利益取扱いについて、一定の法的な制限を加える必要がある。

7

(3) 公益通報者保護法の目的（第1条）

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図る。

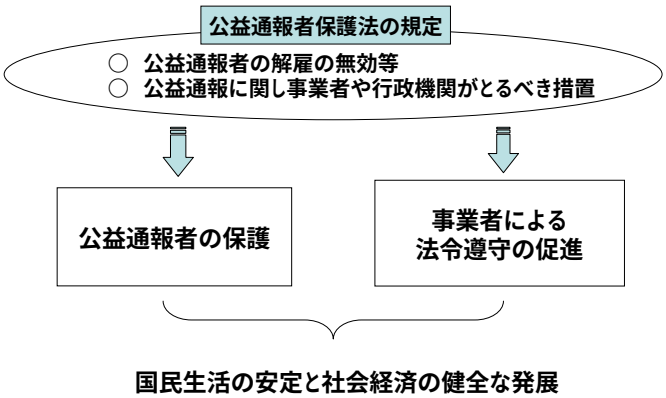

8

(4) 公益通報者保護法の概要

労働者が、事業者内部の法令違反行為について、

(ⅰ)事業者内部　(ⅱ)行政機関　(ⅲ)その他事業者外部に対し、

それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合

以下を規定

○ 公益通報者に対する
- 解雇の無効
- その他の不利益な取扱いの禁止

○ 公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置

9

(5)「公益通報」の定義(第2条第1項)

① 労働者[公務員を含む]が

② 不正の目的でなく

▽

③ その労務提供先(ア～ウの事業者をいう)又はその役員、従業員等について
- ア. 当該労働者を自ら使用する事業者[行政機関を含む。イ.ウ.も同様]
- イ. 当該労働者が派遣労働者である場合の当該労働者の派遣先
- ウ. 当該労働者が事業に従事するア又はイの取引事業者

④ 法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を

▽

⑤ 次のいずれかに通報することをいう
- (ⅰ)**事業者内部**: 当該労務提供先又は当該労務提供先があらかじめ定めた者
- (ⅱ)**行政機関**:当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関
- (ⅲ)**その他事業者外部**:その者に対し当該法令違反行為を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
  (当該法令違反行為により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。)

(6)「公益通報者」の定義(第2条第2項)

公益通報を行った労働者を「公益通報者」という

10

(7) 通報の対象となる「法令違反行為」とは (第2条第3項)

通報対象となる法令

- 個人の生命又は身体の保護
- 消費者の利益の擁護
- 環境の保全
- 公正な競争の確保
- 上記以外の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護

にかかわる法律として別表に掲げる法律
(これらに基づく政令等を含む)

薬事法、
特定商取引法、
水質汚濁防止法、
独占禁止法、
労働基準法 など

(別表)
- ○ 刑法
- ○ 食品衛生法
- ○ 金融商品取引法
- ○ JAS法
- ○ 大気汚染防止法
- ○ 廃棄物処理法
- ○ 個人情報保護法
- ○ その他政令で定める法律 (約400本)

「法令違反行為 (法律上は「通報対象事実」)」とは－ (※具体的には次ページ参照)
① 別表に掲げる法律に規定する犯罪行為
② 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実等 [①と関連する法令違反行為]

11

例：JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律) の基準違反

全て通報の対象となる

基準

第19条の13 農林水産大臣は、(略) 農林物資のうち飲食料品 (略) の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。
① 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
② 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

基準違反

犯罪行為と関連する法令違反行為

指示

第19条の14 農林水産大臣は、(略) 前条第1項第1号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。) を表示せず、又は (略) 前条第1項第2号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。) を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示することができる。

指示違反

犯罪行為と関連する法令違反行為

命令

第19条の14 第3項 農林水産大臣は、前2項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

命令違反

犯罪行為

刑罰

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
⑧ 第19条の14第3項の規定による命令に違反した者

12

通報対象となる法律を定める政令について
－公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令－

公益通報者保護法の対象法律については、法の別表に規定されている7本の法律のほか、政令で約４００本の法律を定めている。

本政令は、国会において
- **公益通報者保護法の対象法律に加えるべき新法が制定**
- **対象法律が廃止**
- **法律名が変更**

された場合に、改正することになる。

13

(8) 通報先に応じた保護の要件 (第3条)

事業者内部 (事業者が設置又は指定した通報窓口)
①金品を要求したり、他人をおとしめるなど不正の目的でないこと

行政機関 (通報内容について命令、勧告等の法的権限を有する行政機関)
①に加えて、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

事業者外部 (報道機関や消費者団体など被害の発生や拡大を防止するために必要と認められる者)

①及び②に加えて、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
- 事業者内部や行政機関に通報すると不利益な取扱いを受けると信じる相当の理由がある場合
- 事業者内部への通報では証拠が隠滅等されると信じる相当の理由がある場合
- 事業者から事業者内部又は行政機関に通報しないことを正当な理由がなく要求された場合
- 書面により事業者内部へ通報しても２０日以内に調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由なく調査を行わない場合
- 人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険がある場合

(9) 通報者が留意すべき事項 (第8条)

通報を行うに当たっては、他人の正当な利益（名誉、信用、プライバシーなど）を侵害しないように配慮すること

14

(10) 公益通報者が受けられる保護の内容

① 解雇の無効（第3条）

公益通報をしたことを理由として事業者が行った解雇は無効です。

② 解雇以外の不利益取扱いの禁止（第5条）

解雇以外にも、公益通報をしたことを理由とするその他の不利益取扱いも禁止されています。

その他の不利益取扱いの例

- 降格
- 減給
- 訓告
- 自宅待機命令
- 給与上の差別
- 退職の強要
- 専ら雑務に従事させること
- 退職金の減額・没収（退職者の場合）

③ 労働者派遣契約の解除の無効等（第4条）

派遣労働者が派遣先で生じている法令違反行為を通報しても、それを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めること等も禁止されています。

15

(11)-1 他の法令の適用との関係（第6条）

この法律における通報者の解雇の無効及びその他の不利益な取扱いの禁止の規定は、他の法令における個別の通報者保護規定の適用を妨げるものではない。

法令違反行為を通報したことを理由として労働者に対する不利益な取扱いを禁止する規定がある法律

- 原子炉等規制法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 鉱山保安法

など

↑

労働者又は派遣労働者が公益通報を行う場合、上記の法律の規定の適用も可能

16

(11)-2　他の法令の適用との関係(第6条)

この法律における解雇の無効の規定は、労働契約法第16条の適用を妨げるものではない

【労働契約法】第１６条

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

この法律における不利益取扱いの禁止の規定は、労働契約法第14条及び第15条の適用を妨げるものではない

【労働契約法】第１４条

使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

【労働契約法】第１５条

使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

この法律の保護の対象とならない通報であっても
上記の規定が適用される場合がある

17

(12)行政機関内部の職員が公益通報した場合

公益通報を理由とした免職その他不利益取扱いをしてはならない

例えば、

- **免職、降格、減給**
- **訓告、厳重注意**
- **嫌がらせ、専ら雑務に従事させる**
- **(通報者が退職した場合)退職金の差し止め　など**

※ **公務員については、公務員法制に基づき不利益取扱いが禁止される。**
公益通報者保護法の対象とならない通報であっても一般法理により免職が無効とされる場合等がある。

18

(13) 通報を受けた事業者や行政機関の対応について

① 事業者内部に通報した場合

書面により公益通報を受けた事業者は、通報に係る是正措置等について、公益通報者に通知するよう努めなければならない。(第9条)

② 行政機関に通報した場合

(ⅰ) 公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければならない。
ただし、犯罪行為に関する公益通報を受けた捜査機関の捜査・公訴については、刑事訴訟法の定めに従う。(第10条)

(ⅱ) 公益通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は、正しい行政機関を公益通報者に教示しなければならない。(第11条)

19

2. ガイドラインについて

20

(1) 公益通報者保護法案に対する国会の附帯決議

・　いわゆるコンプライアンス（法令遵守）経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。

・　公益通報を受けた事業者は、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。

・　公益通報を受けた事業者が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

(2) 事業者内において通報処理の仕組みを整備する理由

・　事業者内部の問題を早期に発見し、解決するという自浄作用を発揮することができる。
→　問題が大きくなるリスクを軽減する。

・　仕組みを整備し、コンプライアンス（法令遵守）経営を強化することは社会的な信頼につながる。

・　仕組みを整備し、適切に運用することで、労働者からの信頼を高めることができる。
→　事業者外部に通報されることによる風評リスクを軽減する。

21

(3) 経済団体の取組

企業行動憲章実行の手引き（抄）（日本経団連2007年4月17日改定）

9．経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
　9-4通常の指揮命令系統から独立した企業倫理ヘルプライン（相談窓口）を整備する。

東京商工会議所企業行動規範（抄）（平成14年12月12日常議員会決議）

Ⅱ．企業行動規範の実践
　企業行動規範を確実に実践し、成果を挙げるためには、特に以下のような点に十分留意することが肝要である。
（２）不祥事の発生を予防する社内組織の整備
　不祥事の発生が企業の存続に壊滅的な打撃を与えるケースも多くなってきている。従って、不祥事の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、そのために必要な社内組織を整備する。いわゆる風通しの良さの確保（社内通報のルール整備と通報者の保護など）を予防措置の一環として取り上げることも有効であろう。

22

(4) コンプライアンス(法令遵守)を巡る関係法令等の動き

1. 会社法の施行(平成18年5月1日施行)
大会社について、内部統制システムの構築の基本方針の決定・開示を義務付け。

2. 証券取引法の改正
① 有価証券報告書にコーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に係る取り組み状況について報告を義務付け。(平成15年3月31日公布。同年4月1日施行)
② 有価証券報告書の虚偽記載に課徴金制度を導入(平成17年6月29日公布。同年7月一部施行)
③ 内部統制に関する経営者による「評価」と公認会計士による監査を義務付け(「金融商品取引法」。平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

3. 東京証券取引所の取り組み
① 平成15年3月期決算から企業統治に関する基本的な考え方や施策の実施状況を決算短信に記載するよう義務付け。
② 企業統治への取り組みについて、独立した詳細な報告書の提出を義務付ける方針。

4.「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについて-構築及び開示のための指針-」(抄)(経済産業省(平成17年8月))

(5) 円滑な情報伝達の整備・運用
業務報告経路とは別の報告経路(ヘルプライン等)を確立すること

23

(5) 公益通報を受けた事業者・行政機関の対応

以下のガイドラインにおいて、窓口等の整備や秘密の保持、通報者への是正結果の通知等を定めている。

是正措置等を公益通報者へ通知

書面による公益通報を受けた事業者は、是正措置等を講じたときは、遅滞なく、通報者に通知するよう努めなければならない。

→ **公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン**(平成17年7月公表)
※各事業者が内部の従業員からの通報を適切に処理するための指針

行政機関による法令に基づく措置の実施、教示

①公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

②通報者が、処分権限等を有しない行政機関に通報したときは、その行政機関は、処分権限等を有する行政機関を教示しなければならない。

→ **国の行政機関の通報処理ガイドライン**(平成17年7月関係省庁申合せ)
(ⅰ)内部の職員等からの通報処理ガイドライン
※各行政機関が内部の職員からの通報を適切に処理するための指針
(ⅱ)外部の労働者からの通報処理ガイドライン
※各行政機関が外部の労働者からの通報を適切に処理するための指針

24

(6) 各種ガイドラインの概要について

(1) 通報処理の仕組みの整備
・仕組みの整備
・通報窓口の整備
・相談窓口の整備
・内部規程の整備

(2) 通報の処理
・通報の受付
・調査と個人情報の保護
・是正措置と報告
・通報者への通知等
（・権限を有する行政機関の教示）

(3) 解雇･不利益取扱いの禁止等
・解雇・不利益取扱いの禁止
・フォローアップ
・仕組みの周知等

25

3. 取組状況について

26

(1) ①事業者における取組状況について－内部通報制度の導入状況（規模別）－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成１９年、内閣府国民生活局、調査時点平成１９年１月から２月）より作成。回答のあった民間企業３，１４１社について集計。

○規模別（従業員数別）

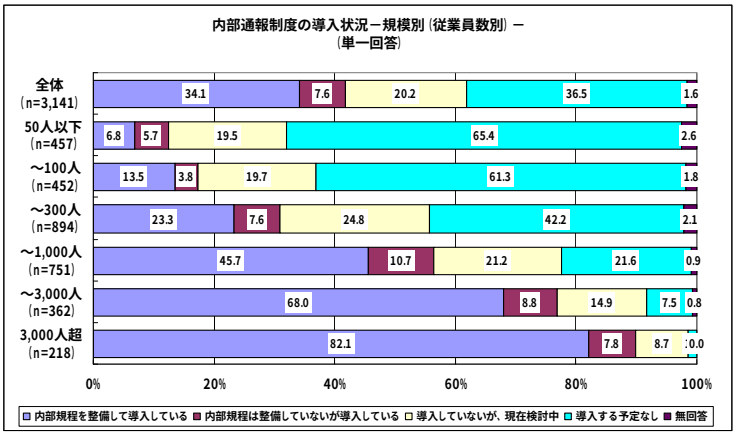

※「全体」には従業員数について無回答の企業も含む

②事業者における取組状況について－内部通報制度の導入状況（上場・非上場別／大会社・大会社以外別）－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成１９年、内閣府国民生活局、調査時点平成１９年１月から２月）より作成。回答のあった企業３，１４１社について集計。

○上場・非上場企業別

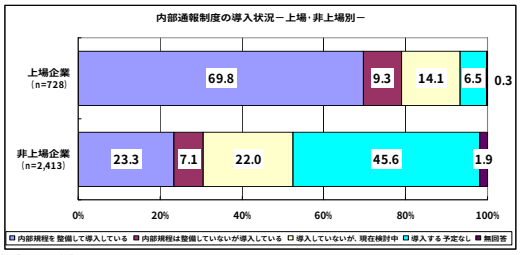

○大会社・大会社以外別

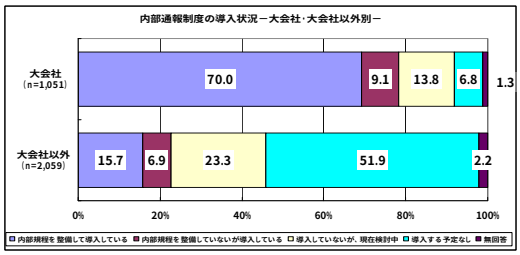

③事業者における取組状況について　－内部通報制度の導入時期－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成１９年、内閣府国民生活局、調査時点平成１９年１月から２月）より作成。回答のあった企業３，１４１社について集計。

○内部通報制度の導入時期

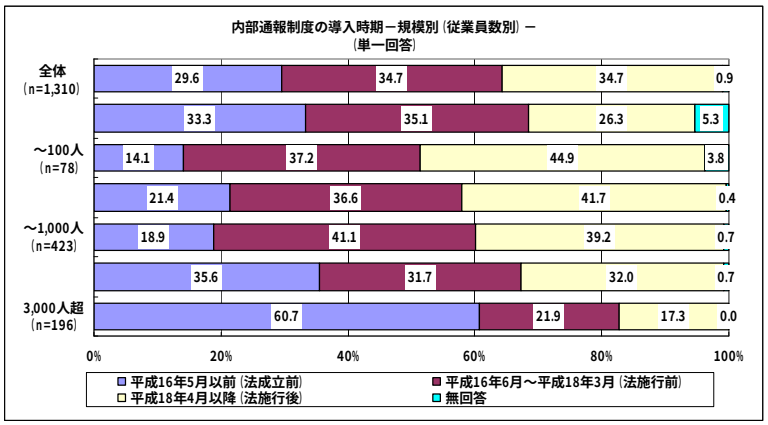

n=1，310（内部通報制度を導入していると回答した企業）
※「全体」には従業員数について無回答の企業も含む

29

④事業者における取組状況について　－外部窓口の設置状況／運用上の課題や実務上の負担－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成１９年、内閣府国民生活局、調査時点平成１９年１月から２月）より作成。回答のあった企業３，１４１社について集計。

○外部窓口の設置状況

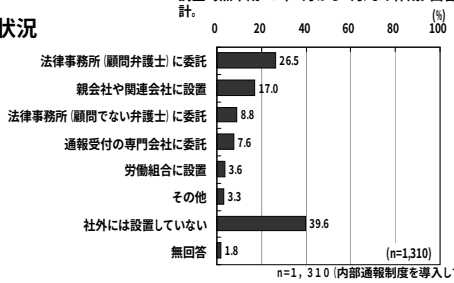

n=1，310（内部通報制度を導入していると回答した企業、複数回答）

○運用上の課題や実務上の負担

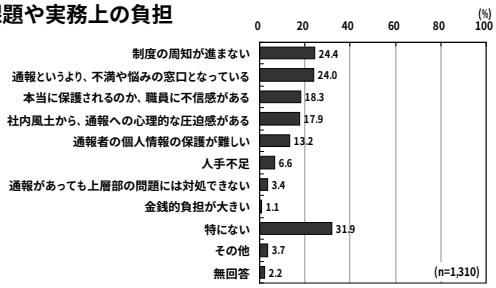

n=1，310（内部通報制度を導入していると回答した企業、複数回答）

30

⑤事業者における取組状況について　－通報者の範囲（上場・非上場別）－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成19年、内閣府国民生活局、調査時点平成19年1月から2月）より作成。回答のあった企業3，141社について集計.

○通報者の範囲（上場・非上場別）

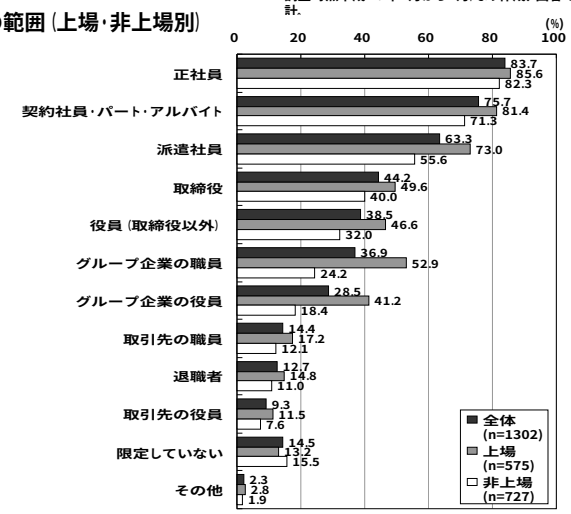

n=1，302（内部通報制度を導入していると回答した企業、上場・非上場について無回答の企業をのぞく

⑥事業者における取組状況について　－匿名による通報の受付状況（上場・非上場別）－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成19年、内閣府国民生活局、調査時点平成19年1月から2月）より作成。回答のあった企業3，141社について集計。

○匿名による通報の受付状況（上場・非上場別）

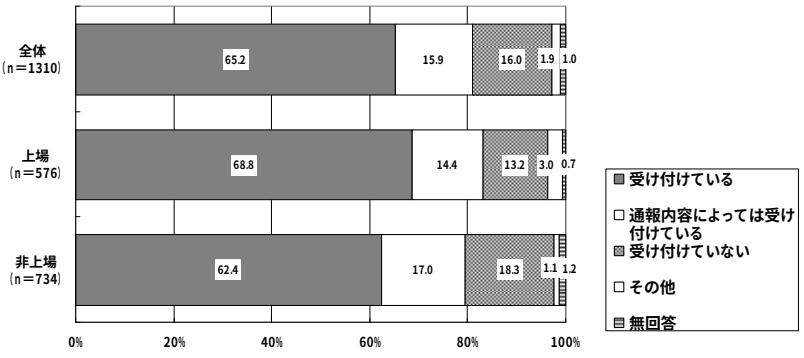

n=1，310（内部通報制度を導入していると回答した企業）
※「全体」には従業員数について無回答の企業を含む

⑦事業者における取組状況について　－過去一年間に通報窓口に寄せられた内部通報の件数－

※「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（平成１９年、内閣府国民生活局、調査時点平成１９年１月から２月）より作成。回答のあった企業３，１４１社について集計。

○過去一年間に寄せられた内部通報の件数

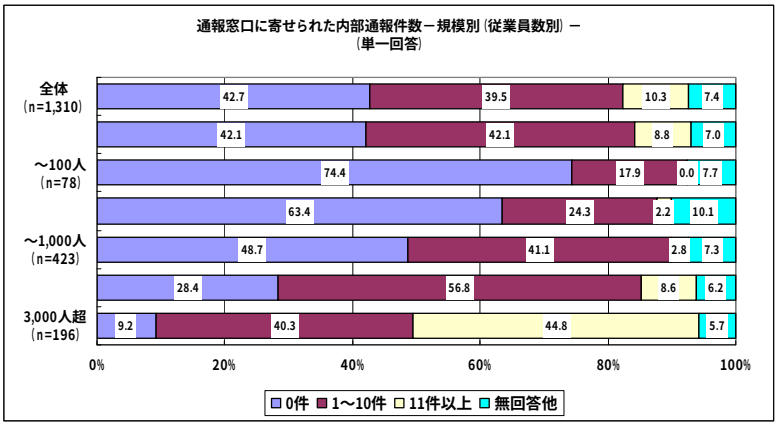

n=1，310（内部通報制度を導入していると回答した企業）
※「全体」には従業員数について無回答の企業を含む

33

(2)　①行政機関における取組状況について－通報･相談窓口の設置状況－

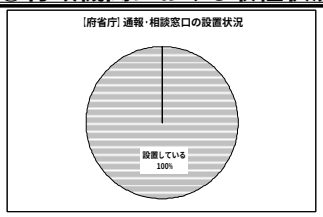

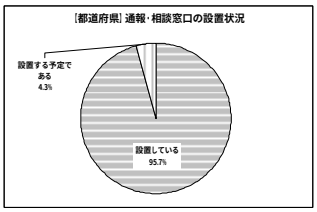

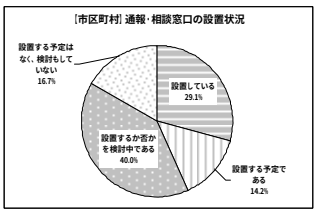

※内閣府「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（平成１９年３月３１日時点）より作成

・設置している	18機関	（100%）
・設置する予定である	0機関	（ 0%）
・設置するか否かを検討中である	0機関	（ 0%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	（ 0%）
	N=18	

[参考] 前回調査結果（平成18年8月31日時点）		
・設置している	18機関	（100%）
・設置する予定である	0機関	（ 0%）
・設置するか否かを検討中である	0機関	（ 0%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	（ 0%）
	N=18	

・設置している	45機関	（95.7%）
・設置する予定である	2機関	（4.3%）
・設置するか否かを検討中である	0機関	（ 0%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	（ 0%）
	N=47	

[参考] 前回調査結果（平成18年8月31日時点）		
・設置している	41機関	（87.2%）
・設置する予定である	6機関	（12.8%）
・設置するか否かを検討中である	0機関	（ 0%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	0機関	（ 0%）
	N=47	

・設置している	447機関	（29.1%）
・設置する予定である	218機関	（14.2%）
・設置するか否かを検討中である	614機関	（40.0%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	257機関	（16.7%）
	N=1,536	

[参考] 前回調査結果（平成18年8月31日時点）		
・設置している	376機関	（24.4%）
・設置する予定である	319機関	（20.7%）
・設置するか否かを検討中である	620機関	（40.2%）
・設置する予定はなく、検討もしていない	226機関	（14.7%）
	N=1,541	

34

②行政機関における取組状況について－外部窓口の設置状況－

※内閣府「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（平成１９年３月３１日時点）より作成

［府省庁］外部窓口の設置状況

・設置している　4機関　（22.2%）
・設置していない　14機関　（77.8%）
N=18　（(1) で「設置している」とした行政機関）

［参考］前回調査結果（平成18年8月31日時点）
・設置している　3機関　（16.7%）
・設置していない　15機関　（83.3%）
N=376

［都道府県］外部窓口の設置状況

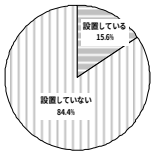

・設置している　7機関(15.6%)
・設置していない　38機関(84.4%)
N=45（(1)で「設置している」とした行政機関）

［参考］前回調査結果（平成18年8月31日時点）
・設置している　6機関(14.6%)
・設置していない　35機関(85.4%)
N=41

［市区町村］外部窓口の設置状況

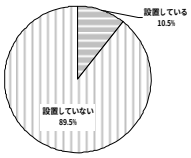

・設置している　47機関(10.5%)
・設置していない　400機関(89.5%)
N=447（(1)で「設置している」とした行政機関）

［参考］前回調査結果（平成18年8月31日時点）
・設置している　44機関(11.7%)
・設置していない　332機関(88.3%)
N=18

35

③行政機関における取組状況について－内部の職員等からの通報受理件数－

※内閣府「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（平成１９年３月３１日時点）より作成

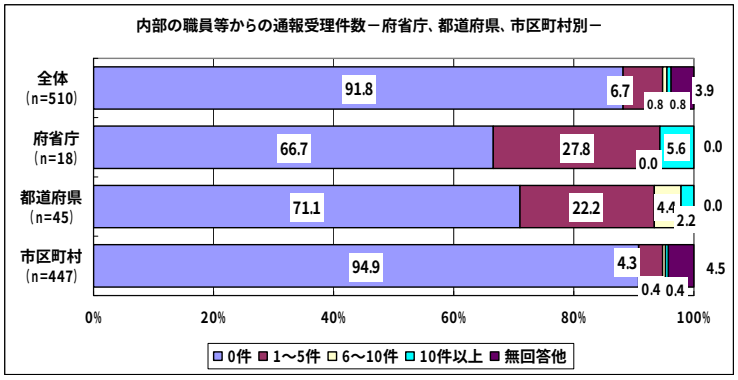

n=510（(1) で「設置している」とした行政機関）

36

④行政機関における取組状況について－外部の労働者からの公益通報－

※内閣府「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」（平成19年3月31日時点）より作成

対象法律	受理件数等(注2)		
	受理件数	調査に着手した件数	是正を講じた件数
雇用保険法	93	93	82
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	78	77	77
健康保険法	30	23	14
厚生年金保険法	30	23	14
介護保険法	20	20	12
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	14	14	1
消防法	7	7	6
食品衛生法	7	7	5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7	7	4
保険業法	6	6	0
薬事法	5	2	2
労働基準法（注1）	5	1	0
職業安定法	4	3	3
宅地建物取引業法	3	3	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	3	3	2
道路運送法	3	3	2
建設業法	3	3	2
医師法	3	2	2
障害者自立支援法	3	1	0
不当景品類及び不当表示防止法	2	2	2
建築基準法	2	2	1
刑法	2	2	0
社会福祉法	2	2	0
医療法	2	1	1
簡易生命保険法	1	1	1
警備業法	1	1	1

対象法律	受理件数等(注2)		
	受理件数	調査に着手した件数	是正を講じた件数
港湾労働法	1	1	1
国民健康保険法	1	1	1
最低賃金法（注1）	1	1	1
歯科医師法	1	1	1
児童福祉法	1	1	1
社会保険労務士法	1	1	1
電気事業法	1	1	1
特定商取引に関する法律	1	1	1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1	1	1
郵便法	1	1	1
理容師法	1	1	1
学校教育法	1	1	0
貨物自動車運送事業法	1	1	0
協同組合による金融事業に関する法律	1	1	0
銀行法	1	1	0
金融先物取引法	1	1	0
個人情報の保護に関する法律	1	1	0
商品取引所法	1	1	0
税理士法	1	1	0
大規模小売店舗立地法	1	1	0
保健師助産師看護師法	1	1	0
旅行業法	1	1	0
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	1	0	0
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律（注3）	5213	4827	4199
合計	5572	5158	4447

(注1) 労働基準監督署が受理したものを除く。
(注2) 件数は、労働者からの通報件数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。
(注3) 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱被害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払いの確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る公益通報のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の規定に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は通報の回数に基づく。

37

(3) 制度の普及・整備促進に関する取組

平成17年7月	公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインの公表
8月	公益通報者保護制度ウェブサイトを開設
	公益通報者保護法パンフレットの配布
	公益通報者保護法説明会を開催（～12月） ○全47都道府県にて開催 ○各都道府県につき、行政機関向け説明会、事業者向け説明会の計3回の説明会を開催
10月	公益通報者保護法逐条解説の公表
平成18年1月	公益通報ハンドブックの配布
	公益通報シンポジウムの開催 ○東京、名古屋の2箇所にて開催 ○学識経験者、弁護士、企業、労働組合等、各界の専門家が講演・パネルディスカッション等を行った
3月	関係省庁連絡会議幹事会の開催
	各種広告実施
4月	公益通報者保護制度相談ダイヤルの設置
7月	公益通報者保護法パンフレット及び公益通報ハンドブック（18年度版）の配布
10月	行政機関職員向け公益通報研修会の開催 ○府省庁、都道府県、政令市の職員を対象に開催
11月	公益通報者保護法説明会を開催（～12月） ○全国7ブロックにて開催

平成19年1月	関係省庁連絡会議幹事会の開催 関係省庁に対し、外部窓口の設置の検討を要請
2月	公益通報シンポジウムの開催 ○横浜、大阪の2箇所にて開催 ○学識経験者、弁護士、企業、労働組合等、各界の専門家が講演・パネルディスカッション等を行った
5月	行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査について公表
	通報・相談窓口未設置の市区町村に対し、体制整備に関する要請文を発出
6月	民間事業者における通報処理制度の実態調査について公表
7月	民間企業における公益通報者保護制度その他法令遵守制度の整備推進に関する研究会開催（～20年2月）
8月	公益通報者保護法パンフレット及び公益通報ハンドブック（19年度版）の配布
	公益通報者保護法説明会を開催（～11月） ○全国15箇所にて開催
9月	行政機関職員向け公益通報研修会の開催 ○府省庁、都道府県、政令市、全国主要都市の職員を対象に開催
平成20年1月	公益通報シンポジウムの開催 ○東京、名古屋の2箇所にて開催 ○学識経験者、弁護士、企業、労働組合等、各界の専門家が講演・パネルディスカッション等を行った

【公益通報者保護制度相談ダイヤル】 Tel (03)3581-4989 (**平日**10:00～17:00)
【公益通報者保護制度ウェブサイト】 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html

38